

2020年7月13日 全10頁

LIBOR 公表停止に備えたヘッジ会計見直し案

2021年末から約1年間、金利指標置換後も一定の場合はヘッジ会計の適用が可能

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 6月3日、企業会計基準委員会（ASBJ）が「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（公開草案）を公表した。公開草案は、2021年12月末のLIBORの恒久的公表停止の可能性が高まっていることを踏まえ、ヘッジ会計の適用に特例的な取扱いを認めるものである。
- 公開草案は、適用範囲を金利指標改革に起因するLIBORの置換に直接関係のある部分に限定した上で、2021年末から概ね1年間、ヘッジ会計の要件を満たさない場合でも、一定の場合にはヘッジ会計の適用を認めるものと言うことができる。
- ただし、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、ASBJは、本公開草案の最終化から約1年後に、金利指標置換後の取扱いについて再度確認する予定である。

1. はじめに

2020年6月3日、企業会計基準委員会（ASBJ）が「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（公開草案）を公表した（2020年8月3日までコメント募集）¹。公開草案は、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR; London Interbank Offered Rate）の公表が2021年12月末をもって恒久的に停止される可能性が高まっていることを踏まえ、LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の適用について、特例的な取扱いを認めるものである。本稿では、問題の背景と公開草案の概要について解説する。

¹ ASBJ ウェブサイト (https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2020/2020-0603.html) 参照。

2. 問題の背景

(1) 金利指標改革を受けた金利指標の置換

LIBOR は、ロンドンの銀行間取引市場において複数の銀行（パネル行）が呈示するレートに基づいて算出され、米ドル、英ポンド、円、ユーロ、スイスフランの5通貨について公表されている。しかし、2021年12月末以降、LIBORの公表が恒久的に停止される可能性が高まっている²ため、各通貨についてLIBORに代わる金利指標の検討が進められている。

LIBORの代替金利指標は、通貨ごと、金融商品ごとに検討が進められている³。円LIBORの代替金利指標として、金利が円LIBORに連動する変動金利貸出・債券については、無担保コール0/N物レート（我が国のリスク・フリー・レート（RFR））をベースとした3つの金利指標に東京銀行間取引金利（TIBOR）を加えた、下記4つの金利指標が選択肢として検討されている⁴。一方、円LIBORを参照するデリバティブ取引のうちISDAマスター契約⁵に準拠しているものについては、下記①の金利指標が採用される方向である。

- ①0/N RFR 複利（後決め）：金利の適用開始時点から同終了時点までの無担保コール0/N物レートを日次複利で積み上げ
- ②ターム物 RFR 金利（スワップ）：一定期間の無担保コール0/N物レートの加重平均値に基づく変動金利と固定金利を交換する金利スワップ（※1）に基づいて構築（※2）
- ③ターム物 RFR 金利（先物）：東京金融取引所に上場される無担保コール0/N物金利先物（※3）に基づいて構築
- ④TIBOR

（※1）日本円 Overnight Index Swap（OIS）と呼ばれる。

（※2）2020年6月末時点では、実際に取引に用いることができる「確定値」は公表されていない（2020年5月26日に、実際の取引に用いることが想定されていない「参考値」の公表が開始された）。

（※3）2020年6月末時点で取引停止中（東京金融取引所において、無担保コール0/N金利先物の2020年の取引再開に向けて検討中）。

金利指標を円LIBORから代替金利指標に置き換える方法としては、既存契約を維持したまま、契約条件の内容を変更する方法（契約条件の変更）のほか、既存の契約を満了前に中途解約し、代替金利指標を含む新たな契約を直ちに締結する方法（契約の切替）がある。

(2) ヘッジ会計への影響

金利がLIBORに連動する変動金利の借入や債券の発行を行っている場合、金利変動リスクをヘッジするため、LIBORと固定金利を交換する金利スワップ等のデリバティブ取引が行われる。

² 2017年7月、英国金融行為規制機構（FCA）のベイリー長官が、2021年末以降はLIBORのパネル行に対してレート呈示を強制しないことを表明したため。

³ 拙稿「LIBORの公表停止の恐れで求められる対応」（2020年1月31日付大和総研レポート（https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20200131_021295.html））参照。

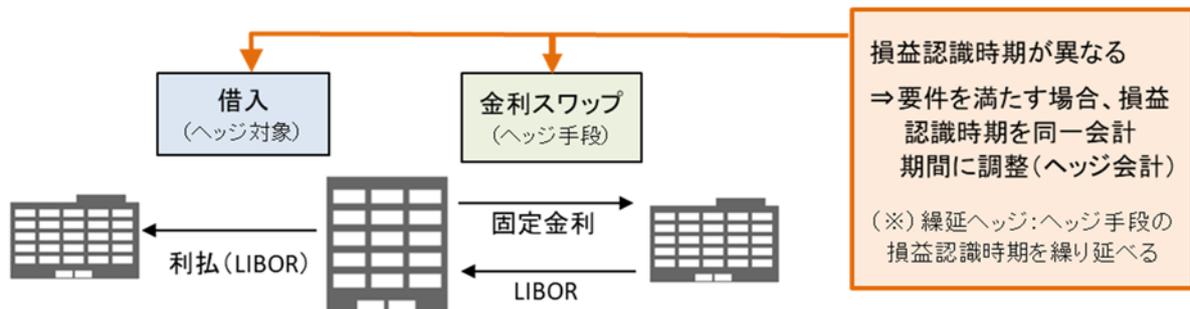
⁴ 本文記載の4つの金利のほか、当初、無担保コール0/N物レートRFR複利（前決め）も選択肢に挙げられていたが、関係者の支持が得られていないため、記載していない。

⁵ 国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）が提供する基本契約書。

このような場合、会計上、ヘッジ手段であるデリバティブ取引は原則として時価評価される一方、ヘッジ対象が時価評価されず、両者の損益認識時期がずれる場合がある。

そのような場合に、一定の要件を満たせば、会計上、両者の損益認識時期を一致させる会計処理が認められており、「ヘッジ会計」と呼ばれる。ヘッジ会計のうち、ヘッジ手段の損益を発生時に認識せず、ヘッジ手段の損益を認識する時期をヘッジ対象の損益が認識される時期まで遅らせ、両者を同一の会計期間に認識する方法を「繰延ヘッジ」と呼ぶ⁶。

図表1 ヘッジ会計（イメージ）



（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

ヘッジ対象やヘッジ手段に LIBOR が適用されており、ヘッジ会計を適用している場合において、LIBOR が他の金利指標に置き換わった場合、ヘッジ会計の要件を満たさなくなり、ヘッジ会計が適用できなくなる可能性がある。

具体的なケースとして、ヘッジ対象とヘッジ手段が同じタイミングで（異なる金利指標に）置き換わるケース（図表2のケース1）と、ヘッジ対象とヘッジ手段が異なるタイミングで置き換わるケース（図表2のケース2）がある。

図表2 金利指標置換によりヘッジ会計の適用が問題になるケース

【ケース1】	置換前	同時に置換	
ヘッジ対象	円LIBOR	→	ターム物RFR金利(スワップ)(※1)
ヘッジ手段	円LIBOR	→	O/N RFR複利(後決め)(※2)
【ケース2】	置換前	ヘッジ対象のみ置換(※3)	ヘッジ手段も置換(※3)
ヘッジ対象	円LIBOR	→ O/N RFR複利(後決め)(※1)	O/N RFR複利(後決め)
ヘッジ手段	円LIBOR	→ 円LIBOR	→ O/N RFR複利(後決め)(※2)

(※1) 置換後の金利指標の選択肢の一つとして例示している。

(※2) ISDA マスター契約に準拠しているデリバティブ取引の金利指標は、O/N RFR 複利（後決め）に置き換わる方向である。

(※3) ヘッジ対象の金利指標が先に置き換えられた場合を記載しているが、ヘッジ手段の金利指標が先に置き換わる場合もあり得る。また、ヘッジ対象とヘッジ手段が最終的に同じ金利指標に置き換えられた場合を記載しているが、異なる金利指標に置き換わる場合もあり得る。

（出所）日本円金利指標に関する検討委員会「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」（2019年7月）を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

⁶ 一方、ヘッジ手段の損益を発生時に認識するとともに、同一の会計期間にヘッジ対象の損益も認識する方法を「時価ヘッジ」と呼ぶ。

3. ASBJの公開草案

(1) 概要

公開草案は、適用範囲を金利指標改革に起因する LIBOR の置換に直接関係のある部分に限定した上で、2021 年末から概ね 1 年間（2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで）、特例的な取扱いを認め、ヘッジ会計の要件を満たさない場合でも、一定の場合にはヘッジ会計の適用を認めるものと言うことができる。

ただし、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、ASBJ は、公開草案の最終化から約 1 年後に、金利指標置換後の取扱い（具体的には後述 (3) ～ (5) の該当箇所）について再度確認する予定である。

(2) 適用範囲

公開草案は適用範囲を金利指標改革に起因する LIBOR の置換に直接関係のある金融商品に限定している。具体的には、下記の金融商品を適用範囲としている⁷。

LIBOR を参照する金融商品について金利指標を置き換える場合に、その契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更する契約条件の変更のみが行われる金融商品

前述の通り、金利指標を円 LIBOR から代替金利指標に置き換える方法としては、契約条件の変更のほか、契約の切替もあるため、上記枠内の契約条件の変更と同様の経済効果をもたらす契約の切替に関する金融商品も適用範囲とされている。

(3) ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）

(ア) 原則的取扱い

ヘッジ会計の要件として、ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が認められるかを定期的に確認することにより、ヘッジ有効性の評価を行うことが要求されている（事後テスト）。

ヘッジ有効性の判定方法として、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する方法が認められている。両者の変動額の比率がおおむね 80% から 125% までの範囲内であれば、ヘッジが有効と判定される。

⁷ 公開草案最終化後に締結する、LIBOR を参照する新たな契約も適用範囲に含まれる。一方、本文枠内の定義により、例えば、金利指標を置き換える場合に、想定元本、満期日又は取引相手の変更等も併せて行うような場合は、適用範囲に含まれない。

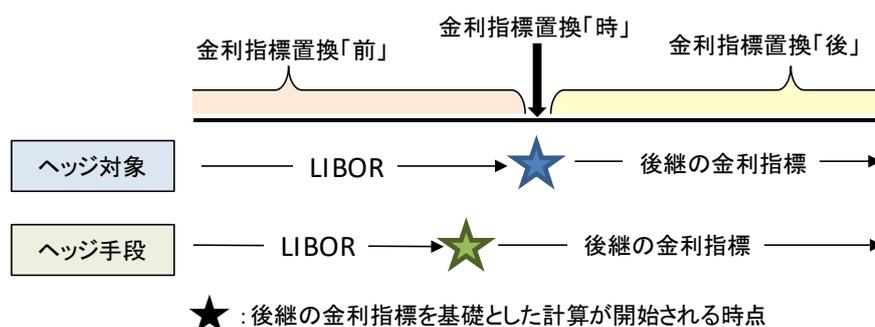
(イ) 公開草案による特例的な取扱い

当初ヘッジ会計が適用できていた場合において、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利指標が異なるものに置き換わった場合、両者の変動額の比率がおおむね 80%から 125%までの範囲外となり、ヘッジが有効でなくなる可能性がある。その場合、ヘッジ会計は中止され、その時点以降のヘッジ手段の損益は、当期の損益として認識される⁸。

そこで、公開草案は、事後テストにおける有効性評価について、後述の特例的な取扱いを定めている。それにあたり、公開草案は「金利指標置換時」を下記のように定め⁹、これを基準に前後の計 3 つの期間に整理している。この整理により、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利指標の置き換わるタイミングが異なり、片方だけ置き換わっている期間は、金利指標置換「前」となる。

金利指標改革に起因して公表が停止される見通しである LIBOR に関して、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点

図表 3 金利指標置換時



(注) ヘッジ手段の金利指標が先に置き換えられた場合を記載しているが、ヘッジ対象の金利指標が先に置き換わる場合もあり得る。

(出所) 公開草案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(i) 金利指標置換「前」に関する特例的な取扱い

公開草案は、適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用する場合、金利指標置換「前」においては、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合でも、ヘッジ会計の適用を継続することができるとしている。

そのため、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利指標の置き換わるタイミングが異なり、片方だけ置き換わっている期間は、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であってもヘッジ会計の適用を継続できる。

(ii) 金利指標置換「時以後」に関する特例的な取扱い

公開草案は、金利指標置換「前」において、適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘ

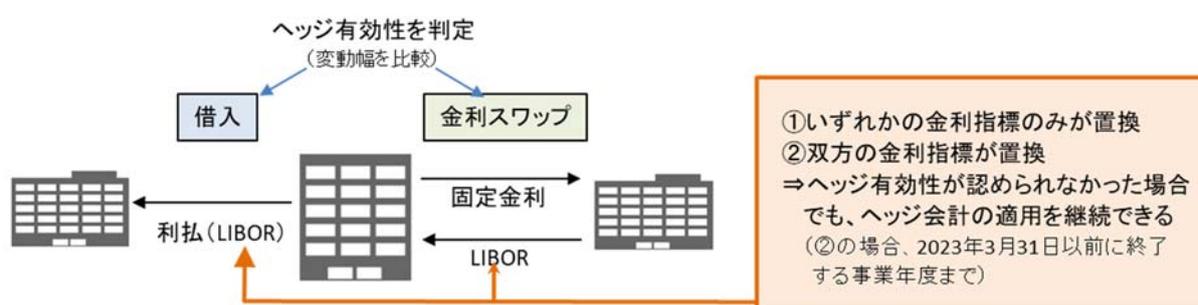
⁸ ヘッジが有効であった期間に係る繰延ヘッジ損益（ヘッジ手段の損益）は、ヘッジ対象の損益が認識されるまで繰り延べられる。

⁹ 「金利指標置換時」の定義は、ヘッジ対象とヘッジ手段の双方の金利指標が LIBOR である場合を前提としているように思われ、片方だけが LIBOR である場合の扱いについては必ずしも明らかでないと思われる。

ッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合、金利指標置換「時以後」においても、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても、ヘッジ会計の適用を継続することができるとしている（ただし、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで）¹⁰。

そのため、ヘッジ対象とヘッジ手段が異なる金利指標に置き換わり事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても、2023年3月31日以前に終了する事業年度まではヘッジ会計の適用を継続できる。

図表4 繰延ヘッジに関する特例的な取扱い（イメージ）



(注) 前提としている取引は、典型的な取引を例示したものである。
(出所) 公開草案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、上記の特例的な取扱いは適用しないこともできる。上記の取扱いを適用せずに事後テストを実施する場合は、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を、金利指標置換時を起点として比較することとされている。

(4) 金利スワップの特例処理

(ア) 原則的取扱い

資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を満たし、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合、当該金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理する方法が認められる（金利スワップの特例処理）¹¹。

金利スワップの特例処理が認められるためには、次の条件をすべて満たす必要がある。

¹⁰ この取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更したとしても、ヘッジ会計の適用を継続することができることとされている。

¹¹ ある企業が、金利がLIBORに連動する1億円の変動金利借入を行い、LIBORに連動する変動金利を受け取り、1%の固定金利を支払う、想定元本1億円の金利スワップ契約を締結した場合を考える。条件を満たせば、金利スワップを時価評価せず、例えばLIBOR=0.1%の場合、金利スワップの90万円(=1億円×(1%-0.1%))の支払利息を、借入金の支払利息10万円(=1億円×0.1%)に加算して処理することができる。

- ①金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致していること
- ②金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致していること
- ③対象となる資産又は負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっている金利指標が金利スワップで受払される変動金利の基礎となっている金利指標とほぼ一致していること
- ④金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ一致していること
- ⑤金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること（同一の固定金利及び変動金利の金利指標がスワップ期間を通して使用されていること）
- ⑥金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフローア又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するためのものであること

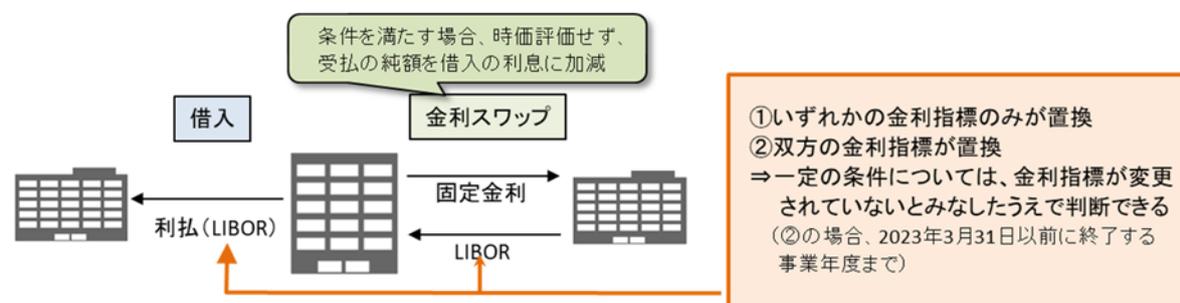
(イ) 公開草案による特例的な取扱い

金利スワップの特例処理を適用している場合に、ヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標が置き換えられた場合、上記③～⑤の条件を満たさなくなる可能性がある。例えば、ヘッジ手段である金利スワップの変動金利が LIBOR である場合に、LIBOR が別の金利指標に置き換わった場合、上記⑤の条件を満たさなくなる。

公開草案は、適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として金利スワップの特例処理を適用する場合、上記③～⑤の条件を満たしているかどうかの判断に当たって、金利指標置換「前」においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は既存の金利指標から変更されないとみなすことができるとしている。

また、公開草案は、金利指標置換「前」において、適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合、金利指標置換「時以後」においても、上記③～⑤の条件を満たしているかどうかの判断に当たって、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は既存の金利指標から変更されないとみなすことができるとしている（ただし、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで）¹²。

図表5 金利スワップの特例処理に関する特例的な取扱い（イメージ）



(注) 前提としている取引は、典型的な取引を例示したものである。

(出所) 公開草案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

¹² この取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更したとしても、金利スワップの特例処理の適用を継続できるとされている。

(5) 外貨建会計処理基準等における振当処理

(ア) 原則的取扱い

外貨建金銭債権債務等と為替予約等（為替予約、通貨先物、通貨スワップ及び通貨オプション）との関係が、ヘッジ会計の要件を満たしている場合には、当該外貨建取引及び外貨建金銭債権債務等について¹³、当分の間、以下の処理（振当処理）によることができる。

為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び外貨建金銭債権債務等を換算し、直物為替相場との差額を期間配分する方法

ただし、振当処理が認められるのは、為替予約等によって円貨でのキャッシュ・フローが固定されているときに限られる。

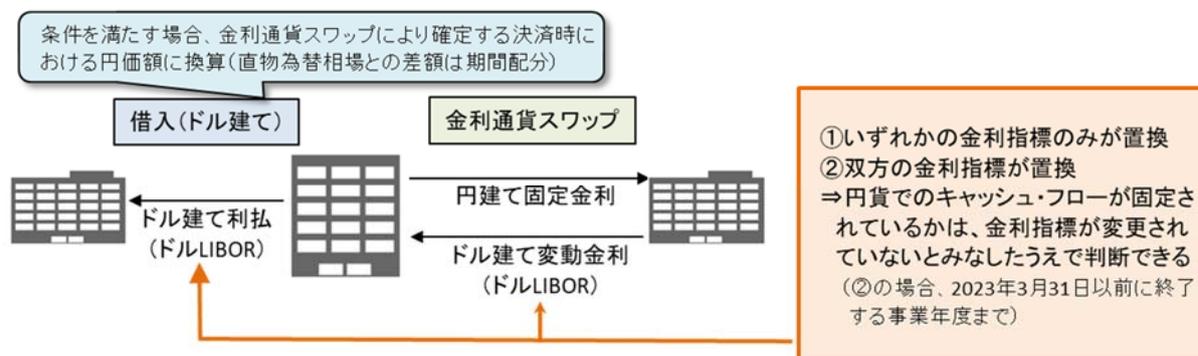
(イ) 公開草案による特例的な取扱い

例えば、金利が LIBOR に連動する変動金利の外貨建金銭債務と金利通貨スワップに振当処理を適用している場合に、外貨建金銭債務と金利通貨スワップの金利指標（LIBOR）がそれぞれ異なるものに置き換わり、円貨でのキャッシュ・フローが固定されない可能性がある。

公開草案は、適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として振当処理を適用するに際し、金利指標置換「前」においては、円貨でのキャッシュ・フローが固定されているかどうかの判断にあたって、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は既存の金利指標から変更されないとみなすことができるとしている。

また、公開草案は、金利指標置換「前」において、適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段としてヘッジ会計を適用していた場合、金利指標置換「時以後」においても、円貨でのキャッシュ・フローが固定されているかどうかの判断にあたって、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は既存の金利指標から変更されないとみなすことができるとしている（ただし、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで）¹⁴。

図表 6 振当処理に関する特例的な取扱い（イメージ）



(注) 前提としている取引は、典型的な取引を例示したものである。

(出所) 公開草案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

¹³ ヘッジ会計を適用することもできる。

¹⁴ この取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更したとしても、振当処理の適用を継続できるとされている。

(6) その他の特例的取扱い

その他の特例的取扱いの概要は図表7の通りである。

図表7 その他の特例的取扱いの概要

項目	原則的取扱いによる課題	公開草案による特例的取扱い
ヘッジ対象 又はヘッジ 手段の契約 の切替	既存契約が終了するため、ヘッジ対象 又はヘッジ手段が消滅し、ヘッジ会計 の適用を終了又は中止する必要の恐れ	契約の切替が行われたときであっても、ヘ ッジ会計の適用を継続することができる
ヘッジ対象 となり得る 予定取引(※ 1)の判断基 準	ヘッジ対象がLIBORを参照している 場合、(金利指標置換が予想され) 予 定取引の取引条件の予測可能性等を 判断することが困難となり、ヘッジ会 計を終了する必要の恐れ	予定取引(※2)が実行されるかどうかを 判断するにあたって、金利指標置換前 においては、ヘッジ対象の金利指標が LIBORから変更されないとみなすこと ができる
ヘッジ有効 性の評価に 関する事前 テスト(※3)	後継の金利指標が不明などの理由か ら、事前テストが困難となり、ヘッジ 会計の要件を満たさない恐れ	金利指標置換前は、ヘッジ対象及びヘ ッジ手段の参照する金利指標は既存 の金利指標から変更されないと仮定 を置いて事前テストを実施できる
包括ヘッジ (※4)	グループ内の個々の資産・負債の金利 指標置換により、包括ヘッジの要件 (リスクに対する反応がほぼ一様)を 満たさなくなる恐れ	個々の資産又は負債のリスクに対する 反応とグループ全体のリスクに対する 反応が、ほぼ一様であると認められ なかった場合であっても、包括ヘ ッジを適用できる
ヘッジ文書 (※5)の記載 変更	金利指標置換時に、ヘッジ会計開始 時にヘッジ文書で記載した一定の事 項(※6)を変更した場合に、ヘッジ 会計を中止すべきか議論が生じる可 能性	ヘッジ文書に記載の左記の事項を 変更したとしても、ヘッジ会計の 適用を継続することができる

(※1) 「未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引」と定義されている。

(※2) 適用範囲に含まれる金融商品がヘッジ対象である予定取引。

(※3) ヘッジ開始時点で、ヘッジ対象のリスク及びこれらのリスクに対していかなるヘッジ手段を用いるかを明確化し、ヘッジ手段に関してその有効性を事前に予測しておくこと、及びヘッジ文書によって明確化することを求める要件。

(※4) リスクの共通する資産又は負債等をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する方法。要件を満たせば、例えば、LIBORに連動する複数の変動金利借入を(単一の)ヘッジ対象として識別することも可能である。

(※5) 相場変動又はキャッシュ・フロー変動の相殺の有効性を評価する方法等を記載した正式な文書。

(※6) ヘッジ取引日(開始日)、識別したヘッジ対象、選択したヘッジ手段等。

(出所) 公開草案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(7) 注記事項

公開草案は、報告日時点において本公開草案を適用することを選択した企業に対して、下記を注記することを求めている。

①公開草案を適用しているヘッジ関係の内容（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ取引の種類等）

②公開草案を一部のヘッジ関係にのみ適用する場合には、その理由

(※) 連結財務諸表に上記内容を注記している場合には、個別財務諸表に記載することを要しない。

(8) 適用時期等

公開草案は、最終化されたものの公表日以後、適用することができる。なお、適用に当たっては、ヘッジ関係ごとにその適用を選択することができる。

4. 最後に

公開草案により、金利指標改革に起因してLIBORを置き換えた場合は、2023年3月31日以前に終了する事業年度まで、ヘッジ対象とヘッジ手段で異なる金利指標に置き換わった場合でも、ヘッジ会計（繰延ヘッジ）や金利スワップの特例処理等の適用を継続することができる。

このような取扱いは、特に金利スワップの特例処理を利用している事業会社には便宜である。金利スワップの特例処理は事業会社を中心に幅広く利用されており、これが適用できず、原則的処理方法である繰延ヘッジを適用する場合には、新たに金利スワップの時価評価の体制を構築する必要性が生じるためである。

しかし、金利指標置換後の扱いは、公開草案の最終化から約1年後に再度確認される予定である。仮に、再度確認された結果、公開草案の特例的な取扱いが継続されないこととなれば、ヘッジ会計（繰延ヘッジ）や金利スワップの特例処理等の原則的取扱いが適用されることとなる。その結果、ヘッジ対象とヘッジ手段で異なる金利指標に置き換わっていた場合について、ヘッジ会計（繰延ヘッジ）や金利スワップの特例処理等が適用できなくなる可能性がある。

ヘッジ会計（繰延ヘッジ）や金利スワップの特例処理等を適用している場合、このような可能性も踏まえた上で、公開草案の特例的取扱いが適用されるうちから、ヘッジ対象とヘッジ手段を同じ金利指標に置き換えるか否かを検討することが望ましい。

(以上)